相続税の申告要否判定コーナー入力例

操作事例編

) 事例

- 1 相続人等
 令和6年1月にA(被相続人)が死亡し、その配偶者と子供2人の合計3人で、Aの財 産等を相続した。
- 2 財産等の内訳

【相続財産】

- 1 土地(被相続人の自宅の敷地)
 路線価:220千円、所在地:東京都●●区●●町1丁目1-1、面積:330 m²
 ※ 「1つの道路に接している土地等」であり、共有持分はない。
- ② 建物(被相続人の自宅の建物)
 所在地:東京都●●区●●町1丁目1-1、固定資産税評価額:18,000千円
 ※ 共有持分はない。
- ③ 現金 10,000 千円
 預貯金(▲▲銀行■■支店)10,000 千円(既経過利子の額を含む。)

【債務・葬式費用】

債務(▲▲銀行■■支店)

借入先の住所:東京都●●区●●町2丁目2-1、債務の金額:1,100千円 葬式費用(▲▲葬儀社)

支払先の住所:東京都●●区●●町2丁目2-2、葬式費用:1,500千円

国税庁

目 次

1	相続税の申告要否判定コーナートップ画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ご利用の前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	法定相続人の数の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	「相続財産等の入力」画面(入力前)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	土地等の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	建物の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	現金・預貯金の入力	17
8	債務・葬式費用の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
9	「相続財産等の入力」画面(入力後)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
10	申告要否判定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
11	留意事項·····	25
12	相続税の申告要否検討表の印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

操作事例編

相続税の申告要否判定コーナーの入力方法について、事例を基にご説明します。

なお、データの保存・読込方法や申告要否検討表の印刷方法などについては、個別の入力例 をご覧ください。

1 相続税の申告要否判定コーナートップ画面



- ① 当コーナーの入力例やパソコンの操作方法等についてのFAQを掲載しています。
- ② 相続税の概要について説明しています。
- ③ 「新規に申告要否の判定を開始する」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否の判 定が始まります。
- ④ 「保存データを利用して判定を再開する」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否 判定コーナーで一時保存したデータや判定後のデータを読み込んで、前回の続きから再開 することができます。
- ⑤ 「ご利用ガイド」は、相続税の申告要否判定コーナーをご利用になる際の注意事項等が 掲載されています。当コーナーをご利用になる前に、必ずご覧ください。

2 ご利用の前に

ご利用の前に							
トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の入力 > 相続財産等の入力 > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了							
2							
申告要否判定までの流れ							
相続税の申告の要否を判定するため、次の1から4の順番に沿って進みます。 画面の案内に従って金額等を入力することで、相続税の申告の要否を判定します。							
1. 法定相続人の数の入力							
2. <u>相続財産等の入力</u>							
3. <u>申告要否判定</u>							
4. 入力内容の確認・印刷							
推奨境界をご確認ください							
当コーナーでは、次の表に記載したソフトウェアの組み合わせが推奨環境となります。推奨環境とは、国税庁において動作を確認した環境です。 サポートが終了しているOS等を含め、次の表に記載したソフトウェアの組み合わせ以外は推奨環境外となりますので、使用できないおそれがあります。							
OS ブラウザ PDF閲覧ソフト							
Windows 10 Microsoft Edge Adobe Acrobat Reader DC							
Windows 11 Firefox (%)							
Google Chrome							
※ 当コーナーで作成した「相続税の申告要否検討表」(PDF)をe-Taxで提出する場合は、他のブラウザでe-Taxをご利用ください。							
 ・ OSには、最新のアップデートを適用した上でご利用ください。 ・ Windows 10をご利用の場合はタブレットモードではなく、デスクトップモードで起動してください。 □ <u>Windows 10のデスクトップモードへの切り替え方法はこちら</u> 							
(4)							
前に戻るの次へ進む							

- ① 進行状況が表示されます。
- ② 相続税の申告要否判定コーナーを利用した、相続税の申告要否の判定までの流れについて説明しています。
- ③ 相続税の申告要否判定コーナーを利用する場合におけるパソコンなどの推奨環境について説明しています。
- ④ ①から③までの内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックします

3 法定相続人の数の入力

	国税庁相続税の申告要否判定コーナー	Q 等
	法定相続人の数の入力	
	トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の入力 > 相続財産等の入力 > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了	
	遺産に係る基礎控除額を算出するため、次の項目について入力してください。 なお、相続を放棄された人がいる場合は、その人も含めて入力してください。	
1	配偶者について	
	被相続人(亡くなられた人のことをいいます。)に配偶者はいますか。 必須 配偶者が既に亡くなられている場合は、「いいえ」を選択してください。 はい いいえ	
2	その他の相続人(子供など)について	
	 被相続人に子供はいますか。 201 子供が既に亡くなられている場合や被相続人に裏子がいる場合は、取扱いが異なりますので、ごちらをご覧ください。 はい いいえ 子供の人数を入力してください。 2 人 	
	遺産 に係る基礎控除額 上記の入力内容より、遺産に係る基礎控除額を計算します。「計算」ボタンをクリックしてください。	
	遺産に係る基礎控除額は、 4,800万円 です。	
	3 計算	
	<u>4</u> 5	
	前に戻るの次へ進む	

- ① 被相続人に配偶者がいる場合は「はい」、いない場合は「いいえ」を選択します。
- ② 被相続人に子供がいる場合は「はい」を選択し、子供の人数を入力します。子供がいない場合は「いいえ」を選択します。
- ③ 「計算」ボタンをクリックすると、遺産に係る基礎控除額が表示されます。
- ④ 「前に戻る」ボタンをクリックすると、「ご利用の前に」画面へ戻ります。
- ⑤ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「次へ進む」ボタンをクリックします。

【被相続人に子供がいない場合】

1 父母がいる場合

その他の相続人(子供など)について
被相続人に子供はいますか。
被相続人に父母(養父母を含みます。)はいますか。
交通が既に亡くなられている場合は、取扱いが異なりますので、 <u>ごちら</u> をご覧くたさい。 はい いいえ
◇母の人数を入力してください
2 L

被相続人に父母がいる場合は「はい」を選択して、父母の人数を入力します。父母がいない 場合は「いいえ」を選択します。

2 父母がいない場合

その他の相続人(子供など)について
被相続人に子供はいますか。 必須
子供が既に亡くなられている場合や被相続人に義子がいる場合は、取扱いが異なりますので、 <u>こちら</u> をご覧ください。
はいいえ
被相続人に父母(養父母を含みます。)はいますか。
父母が既に亡くなられている場合は、取扱いが異なりますので、 <u>ごちら</u> をご覧ください。
はい いいえ
被相続人に兄弟姉妹はいますか。
兄弟姉妹が既に亡くなられている場合は、取扱いが異なりますので、 <u>ごちら</u> をご覧ください。
はいしえ
兄弟姉妹の人数を入力してください。
2 人

被相続人に兄弟姉妹がいる場合は「はい」を選択して、兄弟姉妹の人数を入力します。兄弟 姉妹がいない場合は「いいえ」を選択します。

この事例では、被相続人に配偶者と子供が2人いますので、「被相続人(亡くなられた人のことをいいます。)に配偶者はいますか。」と「被相続人に子供はいますか。」で「はい」を選択して、子供の人数「2」を入力します。

4 「相続財産等の入力」画面(入力前)

国税庁 相続税の申告要否判定	コーナー	1	● 入力例・FAQ等
相続財産等の入力			
トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の)入力 > 相続財産等の入力 > 申告要否判)	定 > 留意事項 > 印品	IJ・終了
該当する項目の「入力する」ボタンをクリックし、 入力が終了した項目については、「訂正・内容確認 該当する全ての項目の入力が終了したら「次へ進む	画面の案内に従って入力してください。 8J ボタンが表示されるとともに「金額」欄に入力約 3J ボタンをクリックしてください。	結果が表示されます。	
相続財産の金額の算出方法(評価方法)はこち	6		
相続財産			
項目	金額	操作	
土地等	- 円	入力する	
<u>建物</u>	- 円	入力する	
有価証券	- 円	入力する	
現金・預貯金	- 円	入力する	
生命保険金等・死亡退職金等	- 円	入力する	
その他の財産	- 円	入力する	
相続時精算課税適用財産	- 円	入力する	
相続財産の合計額	- 8		
債務及び葬式費用			
	L	n Torongo	
項目 (注政) 获了费用	金額	操作	
1月75 · 拜以复州	円 -	人力する	
債務及び葬式費用の合計額	- 19		
相続開始前3年以内の贈与財産			
	1		
	- 金額 	操作	
相続開始則3年以内の贈う財産	- 円	入力する	
相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	- 円		
	- グ 그 바르며 14 소 약 100 분분호표		
教育員金・結婚子育(員金の一括贈与は	_1余る非謎祝の官理残額		
項目	管理残額	操作	
<u>教育資金・結婚子育て資金の一活贈与に係る非</u> 課税の管理残額	- 円	入力する	
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非 課約の管理確認の会計額	- 19		
AND AND THE AT AND ANY CHIEF I BY			
作成を中断する場合は、下の「入力デー	タを一時保存する」ボタンをクリックしてください	¢	
	入力データを一時保存する		
		前に戻る	次へ進む

- ① 当コーナーの入力例やパソコンの操作方法等についてのFAQを掲載しています。
- ② 該当する項目の「入力する」ボタンをクリックすると、各項目の入力画面が表示されま す。

この事例では、「土地」、「建物」、「現金・預貯金」及び「債務」を相続し、「葬式費用」を 支払っていますので、該当する項目の「入力する」ボタンをそれぞれクリックして、その内 容を入力していきます。

5 土地等の入力

相続和	ATIONAL TAX AG 税の申告要者	SENCY 否判定口	ーナー				II 入力例·FAQ等
רש: דער		推奨環境等	法定相続人の数の入力	相続財産等の 入力	申告要否判定	留意事項	印刷・終了
	土地等の	入力					
	次の項目につい	いて入力し	、入力が終了したら「ノ	√力終了(次へ)>」ァ	ミタンをクリックし	(<u>1</u> C 2311.</td <td>当画面の入力例</td>	当画面の入力例
ç	なお、全ての土	土地等の評	価額がお分かりの方に	t、「2 土地等の評価	「齲」の合計欄に	評価額を直接入力し	てください。
_	1 土地等	の評価					
土地等の評価方式には、 <u>路線価方式</u> と <u>倍率方式</u> があります。							
	<u>路線価方式</u> とは、路線価に面積などを乗じて評価する方式で、路線価図を用いて評価額を算出します。 なお、路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、千円単位で表示してい ます。						
【倍率方式】 倍率方式とは、路線価が定められていない地域の評価方式で、 <u>固定資産税評価額</u> に地域ごとの倍率を乗じて評価額 を算出します。						乗じて評価額	
	路線価が定め 路線価図及び となります。)。	かられてい び評価倍 ^図	る地域かどうかは、路 ◎表については <mark>、こちら</mark>	線価図及び評価倍率 そご覧ください(最新	図表をご確認くださ 年分の路線価図	れい。 等の公開時期は、そ	の年の7月頃
D	※ 「居住用 「居住用 _{よって評4}	の区分所の区分所	有財産(いわゆる分譲 有財産(いわゆる分譲 単くは国税庁ホーム/	マンション)」の評価ブ マンション)」は、区分 ページのタックスアン	方法等について が所有建物の価額	とその敷地(敷地権)	の合計額に
	。 当コーナ 相続税の なお 当	ーーでは、- 申告の要	一定の場合に該当しない 否を判定することはでき る、力が可能な場合は	い方は、「居住用のE きませんので、ご注意 当面面では、敷地	✓ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	。 わゆる分譲マンション を入力してください	り」を入力して
L	土地等の評価	コーノー			茶」ボタンをクロ。	カ てくだねい(土地)	笑の証価類を
	算出する入力置	面に進み	ます。)。		「「「「」「」」		J VI I IIII III
N	。 区分	評価 方式	借地権割合 路線価・ 固定資産税	面積	倍数	持分割合	評価額
4	路線面		at iwee				
_	倍率						
2	路線価倍率						
3	路線価倍率	-					
5	路線価						
	1 3		前 ~	、 1/3ページ	次へ	5	·]
			※ 土地等が16件以	上ある場合は、 <u>当</u> 画	面の入力例をご	覧ください。	
-	2 <u>土</u> 地等	の評価額	頁				
			6 合計	[10桁以内]			
ļ							
			(く 戻る		入力終了(次へ)) >	
1000 L	わせ上個人情報保護	護方針 利用	規約			Copyright(c) NAT	IONAL TAX AGENDY AI Rights Rese

(1) 「土地等の入力」画面(入力前)

6ページの「相続財産等の入力」画面から土地等の「入力する」ボタンをクリックする と「土地等の入力」画面が表示されます。

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 評価する土地等について、路線価図及び評価倍率表により路線価が定められている地域 かどうか確認します。

なお、「こちら」をクリックすると、路線価図及び評価倍率表を確認することができます。

- ③ 居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)の評価方法等について説明していま す。
- ④ ②で土地等の評価方式を確認後、路線価方式の場合は「区分」欄の「路線価」ボタンを クリックし、「倍率方式」である場合は「倍率」ボタンをクリックします。
- ⑤ 土地等が6件以上ある場合は、「次へ」ボタンをクリックし、6件目以降を入力します。 なお、土地等は最大15件まで入力できます。
- ⑥ 「No.1」から「No.15」欄の評価額の合計が表示されます。既に、全ての土地等の評価額 がお分かりの場合は、その評価額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した評価額と「1 土地等の評価」の評価額の合計が一致しない場合は、確認 のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、当コーナーの「小規模宅地等の特例(特定居住 用宅地等)の適用」を受ける場合のシミュレーションは、ご利用できませんのでご注意く ださい。

・「土地等の入力」画面の入力が無い場合

・「土地等の入力」画面で、入力した土地等の利用区分が「自用地」及び「借地権」以外の 場合

・土地等ごとの各評価額を算出せずに合計欄に金額をまとめて入力している場合

・土地等ごとの各評価額の合計と合計欄の金額が一致していない場合

※ 土地等が 16 件以上ある場合

全ての土地等の評価額がお分かりの場合は、評価額を「2 土地等の評価額」の「合計」 欄に直接入力することにより、申告要否の判定を行うことができます。ただし、その場合 は、当コーナーの「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の適用」を受ける場合のシ ミュレーションは、ご利用できませんのでご注意ください。

この事例では、「路線価方式」の土地を相続していますので、「路線価」ボタンをクリック します。

イ 評価する土地等

「土地等の入力」画面の「路線価」ボタンをクリックすると、「土地等の入力(路線価方 式)」画面が表示されます。

証価する土地笑につ	ップ 該当するものをクロッ	の、てください(十地笑の言	亚価額を質出するユカ両の	当画面の入力(気に進みます。)
計価9る工地会につい	, (C、該当りつものをクリッ 年	クレビイにない(工地寺の言	判団領で昇击する人刀囲し	山に〕進みまり。)。
				路線価図の閲覧
	1			
1つの道路に接して いる土地等	2つの道路(正面と 側面)に接している土 地等	2つの道路(正面と 裏面)に接している土 地等	3つの道路に接して いる土地等	4つの道路に接して いる土地等
※上記の形状の土地	等であっても、当コーナーを利用し	(評価額を算出できない場合があり	Jます。	

- ① 路線価を確認したい場合は、「路線価図の閲覧」ボタンをクリックします。
- ② 評価する土地等について、該当する形状のボタンをクリックします。
- ③ ②の形状の土地等であっても、当コーナーを利用して評価額を算出できない場合があり ます。詳しくは「<u>ご利用になれない方</u>」をご覧ください。

この事例では、「1つの道路に接している土地等」ボタンをクリックします。

ロ 土地等の入力(路線価等の入力)

「土地等の入力(路線価方式)」画面の「1つの道路に接している土地等」ボタンをクリ ックすると、「土地等の入力(路線価等の入力)」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY 相続税の申告要否判定二	ーナー		II 入力例·FAQ等				
トップ画面 推奨環境等	法定相続人の相続財産 数の入力 れた	事の 申告要否判定 留意事)	項 印刷・終了				
土地竿の入力の	2約価笙の 3 力)						
	各種価等の入力		 当画面の入力例 				
次の項日についてる力	、「計算」ボタンを力けい力すると 証ね	時代に計算されます					
評価額を確認したら「入	へ、 ====================================	ください。					
路線価や借地権割合等	の確認方法については、 <u>当画面の入</u>	<u>カ例</u> をご覧ください。					
1 1つの道路に接	している土地等						
		2	路線価図の閲覧				
3)	土地等の利用区分【必須】	自用地					
	[借地権割合]	- 選択してください - 🖌 (注)					
	[路線価 ①] [5桁以内] 【必須]	1220〕千円					
	<i>z</i>						
	→						
	宅	地					
		七地					
	(注)借地権割合	記号借地権					
	品の割合A 90%	E 50%					
	B 80% C 70%	F 40% G 30%					
	D 80% ※路線価図に掲	無 20% 載されています。					
	「全角40文字比	内]					
所在地	東京都●●区	●●町1丁目1-1					
土地等の面積 【必須】	[10桥以内]	30] m²					
<u>持分割合</u> ※、共有の場合は持分割合を	、 〇 はい ⑧ いいえ [各10桁以内]						
力して計算します。							
			(4) [# #				
	5 評価額	72,600,000 円					
7	<u>هستایا</u> پ	<u> </u>					
	建築	Converti	(c) NATIONAL TAX AGENCY AI Fights Record				

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 路線価を確認したい場合は、「路線価図の閲覧」ボタンをクリックします。
- ③ 土地等の利用区分や借地権割合をプルダウンから選択し、路線価や土地等の面積などを 入力します。「土地等の利用区分」が貸宅地、貸家建付地又は借地権の場合は、借地権割合 をプルダウンから選択します。

なお、「土地等の利用区分」(自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権)に応じて、入力す る項目が異なります。

【土地等の利用区分】

利用区分に応じた入力項目(必須項目)は次のとおりです。

- (1) 自用地
 路線価、土地等の面積
- (2) 貸宅地路線価、借地権割合、土地等の面積
- (3) 貸家建付地路線価、借地権割合、土地等の面積
- (4) 借地権

路線価、借地権割合、土地等の面積

【路線価】

路線価は千円単位で入力します。また、小数点は入力できません。

【借地権割合】

借地権割合は記号・割合で表示しています。

また、借地権割合の内容については、入力画面の「(注)借地権割合」で確認してください。借地権割合は、路線価図で確認することができます。

- ③の入力が終了したら、「計算」ボタンをクリックします。
- ⑤ ④で「計算」ボタンをクリックすると、評価額が表示されます。
- ⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 1つの道路に接している土地等」
 及び「2 評価額」欄の入力内容が全て削除されます。
- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「土地等の入力(路線価方式)」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、自宅の敷地を相続していますので、「土地等の利用区分」は「自用地」を 選択します。

また、「路線価①」に「220」、「所在地」に「東京都●●区●●町1丁目1-1」、「土地 等の面積」に「330」と入力します。

なお、自用地ですので「借地権割合」は入力できず、また、共有ではありませんので「持 分割合」は「いいえ」のまま変更しません。

入力後、「計算」ボタンをクリックすると、土地等の評価額が表示されます。

(2) 「土地等の入力」画面(入力後)

「土地等の入力(路線価等の入力)」が終了すると、「土地等の入力」画面に戻ります。

国税庁 相:	NATI 続税。	ONAL TAX AC の申告要	AENCY 否判定コ	ーナー				III 入力例·FAQ等
	トップ副		推奨環境等	法定相続人の 数の入力	相続財産等の 入力	申告要否判定	2 留意事項	印刷・終了
		土地等の	入力					
	次	の項目につ	パスカレ	、入力が終了したら[「λカ終了(次へ)>」ボ	タッをクリック	<i>てくださ</i> い	当画面の入力例
オンボンドン・シング・スクリン・スクリンド・レンジン・シング・シング・シング・シング・シング・シング・シング・シング・シング・シン							てください。	
							で表示してい	
	【作 を	音率方式】 倍率方式とは 算出します。	は、路線価	が定められていない	地域の評価方式で、固	定資産税評価額	夏 に地域ごとの倍率を:	乗じて評価額
	2	路線価が定け 路線価図及び なります。)。	められてい び評価倍降	る地域かどうかは、 ² 表については、 <u>こち</u>	铬線価図及び評価倍率 らをご覧ください(最新4	表をご確認くだ 単分の路線価図	さい。]等の公開時期は、そ	の年の7月頃
	※「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」の評価方法等について 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」(1、区分所有其物の価額とその敷地(敷地権)の合計額に よって評価)、ます。詳レくは国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧なにさい。 当コーナーでは、一定の場合に該当じない方は、「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」を入力して 相続税の申告の要否を判定することはできませんので、ご注意なごさい。 なお、当コーナーで入力が可能な場合は、当画面では、敷地(敷地権)の価額を入力してください。						の合計額に か」を入力して	
	_土 算t	:地等の評価 出する入力値	方式を確認 面に進み	図の上、次の「区分」 ます。)。	欄の「路線価」又は「倍	率」ボタンをクリ	ックしてください(土地	等の評価額を
1	No	区分	評価・	利用区分 借地権割合 路線価・		所在地		
			JILL	固定資産税 評価額	面積	倍数	持分割合	
	1	修正	路線価・	目用地 220.000円	東京都●●凶●●町 330m ²	1]81-1	/	- 72,600,000円
	2	路線価	-					
						····		
5 <mark>路線佰</mark> 6 年								
			· I	前	<u>へ</u> 1/3ページ	次へ		· · · · · ·
				※ 土地等が16件」	以上ある場合は、 <u>当画</u>	面の入力例をご	覧ください。	
		1 116 64	о	5				
	2	土地等	の評価名					
				 合計 	[10桁以内] 72,600,	000 円		
			(3	3) (< 戻	₅ 4	入力終了(次へ	.) >	
お問	い合わせ	と 個人情報保護	護方針 利用	規約			Copyright(o) NAT	IONAL TAX AGENCY AI Rights Reserved.

- 路線価方式の入力画面で入力が終了すると、「路線価」及び「倍率」のボタンが「修正」 及び「削除」ボタンに変わり、入力内容が表示されます。表示された入力内容を確認し、 修正又は削除する場合は、それぞれのボタンをクリックします。
- ② ①に入力されている評価額の合計が表示されます。
- ③ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ④ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

6 建物の入力

土地等の入力が終了した後、6ページの「相続財産等の入力」画面から建物の「入力する」 ボタンをクリックすると、「建物の入力」画面が表示されます。

NATIONAL TAX AGENCY 読税の申告要否判定コーナー		11 入力例·FAQ
ップ画面 推奨環境等 法定相続人の 相続財産等の 申告	要否判定 留意事項	印刷・終了
建物の入力		
	(1) 当画面の入力例
次の項目について入力し、「計算」ボタンをクリックすると、評価額が計算される 評価額を確認したら「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。	ます。	
なお、全ての建物の評価額がお分かりの方は、「2 建物の評価額」の合計構	闌に評価額を直接入力して	ください。
1 建物の評価		
建物は、 <mark>固定資産税評価額</mark> により評価します。		
2 ※ 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」の評価方法等	争について	
「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」は、区分所有 計額によって評価します。詳べは国税庁ホームページのタックスプ	i建物の価額とその敷地(勇 <u>ノサー</u> をご覧ください。	対地権)の合
当コーナーでは、一定の場合に該当じない方は、1居住用の区分別 入力して相続税の申告の要否を判定することはできませんので、ご たち、半コーナーで3.1か可能が提合は、半西本では、区分時5名	竹有財産(いわゆる分譲マ) 注意ください。 津物の価額を1 カレアイだ:	ノンヨン)]を
		2010
3 利用区分 <u>固定資産税評価額</u> No 所在地		評価額
<u>持分割合</u>		
[自用家屋 ▼] 18,000,000 円 [谷全角20文字以内]		
1 東京都●●区●●庁1丁目1−1	計算	18,000,000円
[各10桁以内] 持分あり		
<u>自用家屋</u> □10桁以内」 「注金角の対策」は1		
	at 算	Ħ
[各10桁以内] 持分あり		
● 目用家屋 ▼ [10術以内]		
[各全角20文学以内] [3]	計算	Ħ
[各10桁以内] 持分あり □		
自用家屋 ▼ [10桁以内]		
[各全角20文字以内] 4	It 算	円
[各10桁以内] 持分あり 🗆		
[10桁以内] 「自用家屋 ▼ [10桁以内] 円		
[各全角20文字以内]	計算	円
[各10桁以内] 持分あり □		
へ、注かが1111以上のであらり(人力力なは、ヨ曲面の	<u>-/////</u> 4に見ViCl'。	
○ 建物页系进程		
2 建初切計曲額		
合計 18,000,000 円		
	8	
 	ン 入力終了(次へ)	<u>></u>
い合わせ 個人情報保護方針 利用規約	Copwint(c))	VATIONAL TAX AGENCY AI Fights Rese

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)の評価方法等について説明しています。
- ③ 利用区分(自用家屋又は貸家)をプルダウンから選択し、固定資産税評価額や所在地、 持分割合などを入力します。

当コーナーにおいては、利用区分が「貸家」の場合の評価は、借家権割合 30%、賃貸割合 100%で計算しており、賃貸割合を適用した家屋の評価(例:一の家屋に自己の居住用部 分と貸家用部分が併用している場合など)には対応していませんので、ご留意ください。

④ 建物が6件以上ある場合は、「次へ」ボタンをクリックし、6件目以降を入力します。
 建物は最大10件まで入力できます。

なお、建物が11件以上ある場合、「No.1」から「No.9」欄までは1件ずつ入力し、「No.10」 欄に10件目以降の建物の評価額等をまとめて入力します。

この場合、「所在地」には「●●区●●町11-1-1 外〇件」などと入力し、「持分 あり」は空欄にして、「固定資産税評価額」には 10 件目以降の評価額(共有の建物は持分 割合を計算した後の評価額)を合計して入力します。

入力が終了したら、「計算」ボタンをクリックします。

⑤ 「No.1」から「No.10」欄の評価額の合計が表示されます。既に、全ての建物の評価額が お分かりの場合は、評価額を「合計」欄に直接入力することもできます。 直接入力した評価額と「1 建物の評価」の評価額が一致しない場合は、確認のメッセ

ージが表示されますので、入力内容を確認します。

⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 建物の評価」及び「2 建物の評価額」欄の入力内容が全て削除されます。

「No.1」から「No.10」欄の入力内容を項目ごとに削除したい場合は、それぞれの固定資 産税評価額等を削除し、「計算」ボタンをクリックします。

- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「所在地」に「東京都●●区●●町1丁目1-1」、「固定資産税評価額」 に「18,000,000」と入力します。

なお、共有ではありませんので「持分あり」はチェックしません。

入力後、「計算」ボタンをクリックすると、建物の評価額が表示されます。

7 現金・預貯金の入力

建物の入力が終了した後、6ページの「相続財産等の入力」画面から現金・預貯金の「入 力する」ボタンをクリックすると、「現金・預貯金の入力」画面が表示されます。

トッフ	が画面	推奨環境等 法定相続人の 相続財産等の 入力	申告要否判定 留意事項 印刷・終了
	現金	・預貯金の入力	
;	次の項	目について入力し、入力が終了したら「入力終了(次へ)>	① 当画面の入力
-	1 現	년 소	
		[10術以内] 10,000,000 円	
	2 預	貯 金	
3	預貯会	金の評価方法は <u>こちら</u> をご覧ください。	
	なお、 (例) E	「預入先」欄については、支店名についても入力してくださ 段・・・金融機関名 下段・・・本支店名	L'.
4	No	預入先	金額
	1	[各全角20文字以内] ▲▲領行	[10桁以内]
	Ľ		10,000,000 H
	2	[各全周20文子以内]	[10桁以内]
		[各全角20文字以内]	[10桁比内]
	3		······································
	4	[洛全角20文字以内]	[10桥设内]
		[各全角20文字以内]	[10桁比内]
	5		円 円
	6	[各全角20文字以内]	[10桁以内]
		[各全角20文字以内]	
	7		
	8	[各全角20文字以内]	[10桁以内]
	*	損人先か914以上のる場合の人力方法は、 <u>当画面の人力</u>	11月をこ見いこさい。
-	3 現	記金・預貯金の価額 「日本」	
		 [10桁以内] 合計 20,0 	00,000] 円

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 現金の額を入力します。
- ③ 預貯金の評価方法について説明していますので、「こちら」をクリックしてご覧ください。
- ④ 「預入先」の上段は金融機関名を入力し、下段は本支店名を入力します。

「金額」は、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした 場合に支払を受けることができる既経過利子の額(源泉徴収されるべき税額に相当する額 を差し引いた金額)との合計額を入力します。ただし、定期預金、定期郵便貯金及び定額 郵便貯金以外の預貯金については、課税時期現在の既経過利子の額が少額なものに限り、 同時期現在の預入高を入力します。

なお、預入先が9件以上ある場合、「No.1」から「No.7」欄までは1件ずつ入力し、「No. 8」欄に8件目以降の預入先の金額等をまとめて入力します。

この場合、「預入先」の上段には文字数に応じて「▲▲、●●、■■」など金融機関名、 下段には「□□、○○、△△」など本支店名を入力し、文字数が超える場合は「■■、▲

▲、●● 外〇件」などと入力します。

「金額」には8件目以降の預貯金を合計して入力します。

⑤ 「1 現金」及び「2 預貯金」欄の金額の合計が表示されます。既に、全ての現金・ 預貯金の金額がお分かりの場合は、金額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した金額と「1 現金」及び「2 預貯金」欄の金額が一致しない場合は、確認のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。

⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 現金」、「2 預貯金」及び「3 現金・預貯金の価額」欄の入力内容が全て削除されます。

「No.1」から「No.8」欄の入力内容の項目ごとに削除したい場合は、それぞれの金額等 を削除します。

- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「1 現金」に「10,000,000」と入力します。 また、「2 預貯金」の「預入先」の上段に「▲▲銀行」、下段に「■■支店」と入力し、 「金額」は「10,000,000」と入力します。

8 債務・葬式費用の入力

現金・預貯金の入力が終了した後、6ページの「相続財産等の入力」画面から債務・葬式 費用の「入力する」ボタンをクリックすると、「債務・葬式費用の入力」画面が表示されます。

柏続税の甲吉委吉刊定コーナー 11 ▲ 2110FE トップ画面 推奨環境等 法定相続人の 教の入力 和続財産等の 大力 申告要否判定 留意事項 印刷・終了 債務・葬式費用の入力	
トップ画面 推奨環境等 数の入力 和税財産等の 中告要否判定 留意事項 印刷・終了 債務・葬式費用の入力	
債務・葬式費用の入力	
度初 并以其用的八刀	
	カ例
次の項目について入力し、入力が終了したら「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。	
1 傳政	
2 相続財産から差し引くことができる債務についてはこちらをご覧ください。	-
3 No 借入先など債権者の住所と氏名(名称) 金額	
[各全角20文字以内] 1 東京都●区区●町2丁目2-1 [10桁以内]	
▲▲銀行■■支店 1,100000 「」 [各全角20文字以内] [1,100000 「」	
3 [10桁以内] [10桁以内]	
[各全角20文字以内] [10桁以内]	
※ 借入先など債権者が5件以上ある場合の入力方法は、 <u>当画面の入力例</u> をご覧ください。	
2 葬式費用	
4 相続財産から差し引くことができる葬式費用についてはこちらをご覧ください。	-
5 No 支払先の住所と氏名(名称) 金額	
[各全角20文字以内] 1 康京都●区区●町2丁目2-2 [10桁以内] 1,500,000 円	
▲ 登號位 [各全角20文字以内] [10桁以内]	
※ 支払先が3件以上ある場合の入力方法は、 <u>当画面の入力例</u> をご覧ください。	
3 債務・葬式費用の価額	
6 [10附i比内]	
合計 (2,600,000) 円	
8 7 9	
< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ)>	

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 相続財産から差し引くことのできる債務について説明していますので、「<u>こちら</u>」をクリ ックしてご覧ください。
- ③ 「借入先など債権者の住所と氏名(名称)」欄には、例えば銀行からの借入れがある場合 には、その銀行の住所を上段に、銀行名及び本支店名を下段に入力します。

「金額」は、債務の金額を入力します。

なお、債務が5件以上ある場合は、「No.1」欄は1件目を入力し、「No.4」欄に4件目以降の借入先の金額等をまとめて入力します。

この場合、「借入先など債権者の住所と氏名(名称)」の上段には「●●区●●町2-2 -1」、下段には「▲▲銀行■■支店、国税太郎の未払金、国税未納分 外〇件」などと入 力し、「金額」には4件目以降の債務を合計して入力します。

- ④ 相続財産から差し引くことのできる葬式費用について説明していますので、「<u>こちら</u>」を クリックしてご覧ください。
- ⑤ 「支払先の住所と氏名(名称)」は、葬式費用の支払先の住所を上段に、名称等を下段に 入力します。

「金額」は、葬式費用の金額を入力します。

なお、葬式費用の支払先が3件以上ある場合は、「No.1」欄は1件目を入力し、「No.2」 欄に2件目以降の葬式費用をまとめて入力します。

この場合、「支払先の住所と氏名(名称)」の上段には「●●区●●町2-2-2」、下段 には「▲▲葬儀社、●●タクシー 外〇件」などと入力し、「金額」には葬式費用を合計し て入力します。

⑥ 「1 債務」及び「2 葬式費用」欄の金額の合計が表示されます。既に、全ての債務・ 葬式費用の金額がお分かりの場合は、その金額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した金額と「1 債務」及び「2 葬式費用」欄の金額が一致しない場合は、 確認のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。

⑦ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 債務」、「2 葬式費用」及び「債務・葬式費用の価額」欄の入力内容が全て削除されます。

入力内容を項目ごとに削除したい場合は、それぞれの金額等を削除します。

- ⑧ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑨ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「1 債務」の「借入先など債権者の住所と氏名(名称)」の上段に「東 京都●●区●●町2丁目2-1」、下段に「▲▲銀行■■支店」と入力し、「金額」は 「1,100,000」と入力します。

また、「2 葬式費用」の「支払先の住所と氏名(名称)」の上段に「東京都●●区●● 町2丁目2-2」、下段に「▲▲葬儀社」と入力し、「金額」は「1,500,000」と入力します。

9 「相続財産等の入力」画面(入力後)

「土地等」、「建物」、「現金・預貯金」及び「債務・葬式費用」の入力が終了した後、「相続 財産等の入力」画面に各項目の入力結果が反映されます。

国税庁 相続税の申告要否判定	コーナー		⑦ 入力例・FAQ等
相続財産等の入力			
トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の)入力 > 相続財産等の入力 > 申告要否判定	と > 留意事項 >	印刷・終了
該当する項目の「入力する」ボタンをクリックし、 入力が終了した項目については、「訂正・内容確正 該当する全ての項目の入力が終了したら「次へ進せ □ 租続財産の金額の算出方法(評価方法)はこち →当面面の入力例	画面の案内に従って入力してください。 8J ボタンが表示されるとともに「金額」欄に入力 3J ボタンをクリックしてください。 <u>5</u>	結果が表示されます。	
相続財産			
項目	金額	操作	
土地等	72,600,000 円	訂正・内容確認	2
建物	18,000,000 円	訂正・内容確認	2
有価証券	- 円	入力する	
現金・預貯金	20,000,000 円	訂正・内容確認	2
生命保険金等・死亡退職金等	- 円	入力する	
その他の財産	- 円	入力する	
相続時精算課稅適用財產	- 円	入力する	
		2	
相続財産の合計額	110,600,000 円		
債務及び葬式費用			
項目	金額	操作	
<u>債務・葬式費用</u>	2,600,000 円	訂正・内容確認	2
債務及び葬式費用の合計額	2,600,000 円		
相続開始前3年以内の贈与財産			
項目	金額	操作	
<u>相続開始前3年以内の贈与財産</u>	- 円	入力する	
相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	- 円		
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に	「係る非課税の管理残額		
項目	管理残額	操作	
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非		ユカオス	-
課税の管理残額	- 11	×//98	
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非 課税の管理残額の合計額	- 円		
● 作成を中断する場合は、下の「入力デー」	タを一時保存する」ボタンをクリックしてください 入力データを一時保存する	0	
	3		4
		前に戻る	次へ進む

 入力した項目の「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンに変わり、「金額」欄に 各項目の入力結果が反映されます。

内容を訂正又は確認する場合は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックし、各項目の入力 画面から訂正又は確認を行います。

② 「入力データを一時保存する」ボタンをクリックすると、入力したデータを保存することができます。

また、保存したデータは、「トップ画面」の「保存データを利用して判定を再開する」ボ タンからデータを読み込むことで再開することができます。

- ③「前に戻る」ボタンをクリックすると、「法定相続人の数の入力」画面へ戻ります。
- ④ 内容を確認し、誤りがなければ、「次へ進む」ボタンをクリックします。

10 申告要否判定

「相続財産等の入力」が終了した後、「申告要否判定」画面に相続税の申告要否の判定結果が表示されます。

続税の申告		11 入力例·FA
トップ画面	推奨環境等 法定相続人の 相続財産等の 大力 単告宴否料定 留	意事項 印刷・終了
由告	更否判定	
中告要否	× ロードルー 判定結果を確認してください。	
なお、「川	規模で地等の特例(特定居住用宅地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用	目して税額計算のシミュレーシ:
ノを行り場	5は、「特別週用・祝賀計算ンミュレーンヨン」ハメンをクリックしていたい。 約地等の特例(特定居住用字地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用して利	規額計算のシミュレーションを
行わない場	合は、「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。	
1 申得	要否判定	
入力結果	は以下のとおりです。	
No	項目	金額
1	相続財産の合計額	110,600,000 円
2	債務及び葬式費用の合計額	2,600,000 円
3	純資産価額(1-2)(赤字のときは0)	108,000,000 円
4	相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	0円
5	教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	0円
6	遺産に係る基礎控除額	48,000,000 円
7	課税遺産総額(3+4+5-6)(赤字のときは0)	60,000,000 円
相続等に な特例を適	より取得した財産の額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合であっても、相続税のF 用することで相続税がかからない場合もあります。 「山地増売が増売れた例は空中に午回では答いと「高」(男子の粉結数は「高」(男子物)の)」を	申告を行うことにより、次のよ [、] 済田」た場合の単類計算の。
ここでは、 ミュレーショ	「小規模モ地寺の特例(特定居住用宅地寺)」と「配偶者の税額経滅(配偶者控除)」を ンを行うことができます。	適用した場合の祝額計具のジ
【ご注意く	ださい]	
※1 こ(転調	り税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーショ 」することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してくだ	ン結果を相続税の申告書に さい。
詳 ※2 相	しくは「 <u>相続税の申告のしかた</u> 」をご覧ください。 続人のうち、被相続人の子供、父母や兄弟姉妹が既に亡くなられている場合や被相続	人に養子がいる場合、また、
相約 れま	いか5人を超える場合は、「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用した場合の税額 せん。	シミュレーションはご利用にな
1 <u>小規模</u>	宅地等の特例 2 配偶者の税額軽減(配偶者)	
被相続	人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の 、業の用又は居住の用に供されていた字地等があ (場者の法定相続分相当額まで	<u>空除)</u>
	け 二帝の黄雄の下に 拍結船の運船体験に質 けんんじません	<u>部余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税
- 7.35、シ - 等の居住 - のみ対応	は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算 はかかりません。 価額の計算上、一定割合を減額します。	<u>部余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税
No.	は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算 価額の計算上、一定割合を減額します。 ミュレーションでは、特定居住用宅地等(被相続人 この用に供されていた宅地等)を選択適用する場合 しており、事業用の宅地等には対応しておりませ	<u>勢余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税
h.	は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算 価額の計算上、一定割合を減額します。 ミュレーションでは、特定居住用宅地等(被相続人 の用に供されていた宅地等を運形適用する場合 こしており、事業用の宅地等には対応しておりませ * 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です	<u>部余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税
<i>⊾</i> .	 (は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算 価額の計算上、一定割合を減額します。 ミュレーションでは、特定居住用宅地等(彼相続人 の用に供されていた宅地等)を選択商用する場合 しており、事業用の宅地等には対応しておりませ ※ 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です 特例適用・税額計算シミュレーション 	<u>物余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税 。
_ h.	 (注一定の要件の下に、相続税の課税価格に算価額の計算上、一定割合を減額します。 ミュレーションでは、特定居住用宅地等(彼相続人の)の用に供されていた宅地等)を選択商用する場合にしており、事業用の宅地等には対応しておりませ * 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です 特例適用・税額計算シミュレーション (注)特例を適用せずに、税額を計算することもできます。 	<u>物余)</u> 格が1億6,000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税
<i>A</i> v.,	(注一定の要件の下に、相続税の課税価格に算 価額の計算上、一定割合を減額します。 :シュレーションでは、特定居住用宅地等(被相続人) :の用に供されていた宅地等)を選択適用する場合 にており、事業用の宅地等には対応しておりませ ** 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です ** 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です ** 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です ** 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です *********************************	 ・ ・ ・
	(注一定の要件の下に、相続税の課税価格に算価額の計算上、一定割合を減額します。 ミュレーションでは、特定居住用宅地等(彼相続人の用に供されていた宅地等)を選択菌用する場合にており、事業用の宅地等には対応しておりませ ※ 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です (注)特例適用・税額計算シミュレーション (注)特例を適用せずに、税額を計算することもできます。	<u>離余)</u> 格かり億6000万円までか、配 であれば、配偶者に相続税 。

- ① 相続税の申告要否の判定結果が表示されます。
- ② 小規模宅地等の特例及び配偶者の税額軽減(配偶者控除)を適用した場合の税額計算シ ミュレーションを行うことができます。操作方法については、「特例適用・税額計算シミュ レーションの入力編」をご覧ください。
- ③ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ④ 相続税の申告要否の判定結果を確認し、「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「7 課税遺産総額」が 60,000,000 円となりますので、相続税の申告が「必要」と判定されます。

11 留意事項

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY 相続税の申告要否判定コーナー	11 入力例·FAQ等
トップ画面 推奨環境等 法定相続人の 相続財産等の 申告要否判定 留意事項	印刷・終了
留意事項	<u></u>
相続税の申告をされる場合は、以下の事項にご留意ください。	
1 相続税の申告書の提出期限	
相続税の申告書の提出期限(以下「申告期限」といいます。)は、 相続の開始があったことを知った日 被相続人の死亡の日)の翌日から10か月目の日です。 申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるとぎは、これらの日の翌日が相続税の す。 さらに詳しくお知りになりたい方は、「 <u>相続税の申告のしかた」</u> をご覧ください。	(通常の場合は、 申告期限となりま
相続税の申告書の提出先	
相続税の申告書は、被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署長に提出します。 相続人の住所地を所轄する税務署長ではありませんのでご注意ください。 提出先税務署は <u>こちら</u> からご確認ください。	
相続税の納付	
相続税は、原則として、法定納期限(相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日)ま することになっています。 なお、法定納期限までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方) 物納が認められています。 「 <u>相続税・贈与税の延納の手引」</u> 「 <u>相続税の物納の手引」</u> 」	Eでに金銭で納付 法である延納又は
相続税に関するご相談について	
相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください(<u>最寄りの税</u> ただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号(相続税の相談の場合は「3」)を選 また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場 とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください(自動音声に従って さい。)。	<u>総務署</u> に電話してい 課Rしてください。)。 合は、事前予約制 「2」を選択してくだ
税理士をお探しの方へ	
税理士等をお探しの場合は、日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト 【 <u>https://www.zeirishikensaku.ip</u> 】で税理士等の検索が可能です。	
2	
<u>お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約</u> Ocpyright(c)2016 NA	NTONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 相続税の申告書の提出期限などについて説明しています。
- ② 「<戻る」ボタンをクリックすると、「申告要否判定」画面へ戻ります。
- ③ 内容を確認し、「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

12 相続税の申告要否検討表の印刷

入力した相続財産の内容や相続税の申告要否の判定結果などを反映した「相続税の申告要 否検討表」の印刷及び入力データの保存を行うことができます。

税庁 NATIONAL TAX AGENCY
相続税の申告要否判定コーナー <u>① 入力例·FAQ等</u>
トップ画面 推奨環境等 法定相続人の 相続財産等の 申告要否判定 留意事項 印刷・終了
入力内容の確認・印刷
入力内容の確認
入力内容については、「 <u>相続税の申告要否検討表</u> 」を出力して確認することができます。
税務署から「相続についてのお尋ね」が届いた方は、お尋ねの提出に代えて、「相続税の申告要否検討表」を e-Tax(イメージデータ[PDF形式])または書面で税務署へ提出することができます。
なお、「相続税の申告要否検討表」を提出するために、 <u>亡くなられた人の住所・氏名等や提出者及び作成税理</u>
<u>士の氏名等</u> の欄を入力する場合には、「住所・氏名等の入力」ボタンをクリックしてください(住所・氏名等の欄は 入力せず、印刷した「相続税の申告要否検討表」に手書きで記入しても差し支えありません。)。
住所・氏名等の入力
相続税の申告要否検討表の出力・印刷
「相続税の申告要否検討表」の印刷に当たっては、以下の事項にご留意ください。
の刷する「相続税の申告要否検討表」は、Adobe Acrobat Readerで開いてください。
Adobe Acrobat Readerをインストールしていない方は、以下のサイトからダウンロードしてください。
→Adobe Acrobat Readerのダウンロード 🍌 Get Adobe Acrobat Reader
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
手順「右の「帳票表示・印刷」ホタンをクリックしてくたさい。
手順2 画面右上のフォルダーアイコン(「ダウンロードフォルダーを開く」または「フォルダーに表示」)をクリックしてください。
※ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」をクリックしないでください。
手順3 保存したPDFファイルを右クリックして、「ブログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで 表示・印刷してください。
<u>→帳票の印刷で分からないことがある方はこちら</u>
e-Tax(イメージデータLPDF形式」)で提出する場合
【アンケートのお願い】
このホームページに関するアンケートにご控わください

このホームページに関する<u>アンケート</u>にご協力ください。 ※ 「終了」ボタンをクリックすると、「相続税の申告要否判定コーナー」トップ画面へ戻ります。 う 利用ありがとうございました。 ら く 戻る 入力データを保存する 終了

- 「住所・氏名等の入力」ボタンをクリックすると、「相続税の申告要否検討表」の亡くなられた人の住所・氏名等や提出者及び作成税理士の氏名等の欄を入力することができます。 なお、操作方法については、「住所・氏名等の入力編」をご覧ください。
- ② 「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、入力した相続財産の内容や相続税の申告 要否の判定結果などを反映した「相続税の申告要否検討表」が表示されます。
- ③ 相続の申告要否判定コーナーのアンケートを実施していますので、ご意見・ご感想があ りましたらお寄せください。
- ④ 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、入力したデータを保存することができます。

また、保存したデータは、「トップ画面」の「保存データを利用して判定を再開する」ボ タンからデータを読み込むことで保存したデータを確認することができます。

- ⑤ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「留意事項」画面へ戻ります。
- ⑥ 「終了」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否判定コーナーを終了し、トップ画面へ戻ります。